

令和4年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年12月5日（月曜日）

○議事日程（第2号）

令和4年12月5日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第62号 尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第63号 尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第64号 尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について
- 日程第 6 議案第65号 尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第66号 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第67号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第68号 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第10 議案第69号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について
- 日程第11 議案第70号 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第12 議案第71号 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第13 議案第72号 令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第14 議案第73号 令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議案第74号 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第75号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について

(質疑、委員会付託)

日程第17

一般質問

○出席議員（8名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
7番	内山	左和子	議員	8番	中村	レイ	議員
9番	中里	沙也加	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員（1名）

5番 村田 幸隆 議員

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副	市長	下村	新吾	君
会計管理者兼会計課長		三鬼	基史	君
政策調整課長		三鬼	望	君
政策調整課調整監		濱田	一多朗	君
政策調整課参事		西村	美克	君
総務課長		竹平	專作	君
財政課長		岩本	功	君
防災危機管理課長		尾上	廣宣	君
税務課長		仲	浩紀	君
市民サービス課長		湯浅	大紀	君
福祉保健課長		山口	修史	君
環境課長		吉沢	道夫	君
商工観光課長		森本	眞明	君
水産農林課長		芝山	有朋	君
水産農林課調整監		丸茂	亮太	君
建設課長		塩津	敦史	君

水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院総務課長
教育長職務代理者
教育委員会教育総務課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監
監査委員
監査委員事務局長

神保 崇 君
佐野 憲 司 君
高濱 宏 之 君
森下 龍 美 君
森下 陽 之 君
平山 始 君
高田 秀 哉 君
民部 俊 治 君
野地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事務局長
事務局次長兼議事・調査係長
議事・調査係書記

高 芝 豊
北 村 英 之
宮 本 朋 実

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立しております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第16、議案第75号「三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題の15議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております15議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の15議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第17、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、10番、仲明議員。

[10 番 (仲明議員) 登壇]

10 番 (仲明議員) 皆さん、おはようございます。

皆さん、おはようございます。

今回は、教育をテーマに一般質問を行います。

教育の一般質問をするに当たり、どうしても避けて通れない、教育長人事から始めたいと思います。

今回の一般質問は以前から、このようなフレーズ、言い回しで一般質問を始めようと考えておりました。このたびの教育長の再任については、加藤市長の教育長任命の強い意志の下、議会の同意を得て再任されました。教育長には、さきの行政常任委員会と、今回の再任挨拶で、教育に対する熱い思いを語られ、大いに期待するものであります。再任に当たり、本市の教育行政について、教育長に日頃の私の思いなどを質問していきたいと、今回、この初めのフレーズが使えなくなり非常に残念であります。

臨時会での、教育長任命の議案については、私も、再任の提案のあった前教育長の、これまでの3年間の教育行政の取組について評価する賛成討論を行い、議員の皆様にも同意の御賛同をお願いいたしました。重要な教育長の人事案件が、討論の上、賛成少数で同意されないなど、私には到底理解できない採決でありました。

そもそも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に、教育長人事については、市長が任命権者であり、議会の同意を得て任命すると定められており、これまでの3年間、教育行政の重要な職責を果たし、今後も重点施策である本市の教育の推進に必要な人材として、市長が任命する議案が、何ら納得できない理由において同意されない結果は、本市の教育行政に大きな損失であり、危ぶまれます。

現在に至っても教育長の任命の議案が提出されていなく、尾鷲市教育委員会では、10月11日から教育長が不在となり、森下教育委員が職務代理者となっております。

本年度は、教育ビジョンの策定、学力向上推進協議会の取組を始めたところでもあり、本市の教育における転換期を迎えている大切な時期でもあり、教育長不在は、教育現場に混乱を招くと懸念を示し、10月25日、加藤市長に、教育委員4人の連名で、前教育長の教育長任命案を再び議会に提出するよう求める要望書を提出と、地元新聞で報道されました。

同日開催された教育委員会では、教育委員4人の考えも示され、前教育長再任の待望論と、その体制維持の発言が同様に掲載をされております。

教育長不在の時期においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に定められた、教育委員会の職務権限である教育に関する事務の管理と執行が滞ることは許されません。

第21条には、一つ、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること、二つ、教育機関の職員の任免、その他の人事に関すること、三つ、学齢児童の就学並びに生徒・児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること、四つ、学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること、五つ、教育関係職員の研修、生徒・児童及び乳児の保健、安全、厚生などに関すること、六つ、学校給食に関すること、七つ、青少年教育、公民館事業などの社会教育に関すること、八つ、スポーツに関することなど、19項目に及ぶ職務権限が規定をされております。

この規定により、教育委員会は、学校教育はもちろんのこと、乳幼児からお年寄りまで、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び教育の振興を図る幅広い職務と責任があり、教育の要として、発展的に組織体制を継続していくことが重要であると考えております。

加藤市長は、全力で取り組みたいと応じていますが、教育長の任命について、市長の考えをお聞きいたします。また、教育委員会の多岐にわたる職務権限の管理と執行を、この時期、どのように運営していくのか、お答えを下さい。

さて、日頃思っている教育について質問を移します。

一つ目は、学校における働き方改革について質問をいたします。中央教育審議会は、平成31年1月15日、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について、文部科学大臣に答申をされ、勤務時間管理の徹底や業務の明確化、適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての具体的な提言がなされました。

文部科学省はこれを受け、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、学校における働き方改革推進本部を設置し、取組を進めております。また、令和2年9月には、スポーツ庁、文化庁から、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが発出され、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきであると明記され、休日の部活動の段階的な地域移行への転換の方向性が示されました。

その後、運動部活動の地域移行に関する検討会議が設置され、令和4年6月6日に提言がなされ、これを基に検討が進められております。

三重県においても、教員勤務実態調査などの分析とともに、学校における働き方改革について検討を進めていることと思いますが、このことについての連絡会議や県から、具体的な方針などの情報が通達されていますか。また、学校における働き方改革についての教育委員会の現在の進め方を学校教育担当調整監にお尋ねいたします。

次に、輪内地区の乳幼児教育と学校教育について質問をいたします。

9月定例会に尾鷲市教育大綱（案）が示され、「未来を拓き、次代のおおせを担う人財の育成」を基本理念とし、これからの時代を生き抜く力を備え、持続可能な社会づくりを担う人を地域の宝として育み、地域、学校、園の連携をさらに深め、地域総がかりで尾鷲の教育の推進を図るとされています。

改訂される尾鷲市教育ビジョンについては、策定スケジュールが示され、11月中旬にパブリックコメントを終え、本定例会に策定案が示されます。

令和4年度までの尾鷲市教育ビジョン後期推進計画には、就学前教育の推進と学校教育の推進施策に、将来の就学前教育の在り方として、幼稚園、保育園、家庭、地域、行政が連携し、保育、教育活動の充実を図る。幼保小中高等の連携として、就学前から義務教育、高等学校等への滑らかな接続を図るため、それぞれの段階に配慮しつつ、連携を密にしていくことが明記されております。

また、改訂される尾鷲市教育ビジョン（案）では、「子どもの豊かな育ちを支える就学前教育の推進」と、「未来を拓く学校教育の推進」等に大別し、重点項目として掲げられております。

輪内地区の小学校は、平成31年に三木小、三木里小が休校し、賀田小学校が唯一存続しております。中学校も輪内中学校のみで、幼稚園については、令和2年3月に休園し、就学前の保育、教育は、南輪内保育園が担っております。

本市では、人口減少とともに、出生数が減少し、特に輪内地区等が減少しており、令和元年度の児童・生徒数は、賀田小が7学級で53人、輪内中は4学級で11人、三木幼は5歳児2人と、教育要覧令和元年度版に記載をされております。

尾鷲市教育ビジョンの推進を図り、輪内地区の幼児から児童・生徒までの教育の環境を守っていくためには、保育園、小中学校の存続が必須であると思いますが、きっちりとした輪内地区の将来の教育環境の方向性を示す時期ではないのか、市長にお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、教育長の任命と教育委員会の職務権限の管理と執行についてであります
が、本年第5回臨時会において、教育長の任命について、不同意となったことは
重く受け止めており、教育長が不在となっている状況につきまして、市民の皆様、
保護者の皆様には御心配と御不安をおかけいたしております。

先日の市政報告でも申し上げましたとおり、教育長の人事につきましては、教
育委員や教育現場の教職員からの人望があり、そして、教育行政に精通し、教育
長としての職責を果たせる、そういう人材の選任について、鋭意努めております
が、大変苦慮している状況ではございます。

現在の教育委員会の運営につきましては、教育長が不在であっても、教育行政
が滞ることのないように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基
づき、森下教育委員が職務代理者として教育長の職務を行っており、また、職務
代理者が委任された日々の事務の執行については、教育総務課長が行っているの
が現状でございます。

しかしながら、これから先も刻一刻と変化する社会に対応していくため、教育
ビジョンの策定や、子供たちの学力向上施策、コロナ禍における学校現場への対
応など、本市の教育行政に山積する喫緊の課題解決に直ちに取り組んでいかなけ
ればなりません。

そのためには、教育委員会のリーダーを担う教育長の存在が不可欠であり、こ
の空白の期間を一刻も早く解消しなければならないと考えており、継続して対応
しております。

次に、輪内地区における就学前教育と学校教育についてであります。本件につ
いては、園児及び児童・生徒数の減少に伴う統廃合等により、保育園が1園と、
小中学校が各1校で行っております。現在、園と各学校におきましては、保・
小・中・連絡会議による授業参観及び意見交換の実施や、保育園児を招待した運
動会や、焼き芋大会などの開催に取り組んでおります。

また、小学校と中学校におきましては、各学校運営協議会の一本化や、避難所
運営を体験するボードゲームによる合同防災学習、中学校教諭の小学校への乗り
入れ事業の実施による連携を図るなど、地域、家庭、学校、園が一丸となり、協

力して取り組んでおります。

少子高齢化に伴い、これからも児童・生徒数の減少が進んでいく中におきましては、輪内地区における教育環境の維持は、教育大綱の基本理念でもある、「未来を拓き、次代のお任せを担う人財の育成」のために重要な課題であると考えております。

将来の教育環境の方向性につきましては、輪内地区の子供たちにとって唯一の教育の場を存続していくことは、市の大切な役割であると考えており、小中学校の児童・生徒数を維持するためにも、南輪内保育園における就学前教育を充実させ、保育園、小学校、中学校で一貫した教育の推進に一層取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、学校における働き方改革についての御質問につきましては、学校教育担当調整監から説明いたさせます。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監（高田秀哉君） それでは、学校における働き方改革の進め方について説明いたします。平成28年に実施された教員勤務実態調査によれば、小中学校で働く教職員の1日の平均勤務時間は11時間を超え、長時間労働が慢性化していることが分かりました。さらに、学校行事や部活動指導での休日出勤もあり、中学校では、教員の6割は過労死ラインである月80時間を超えて働いているという実態も見えてきました。

法律では、教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないとされているため、タイムカード等による客観的な勤務時間の管理もされていませんでした。そのため、実際の時間外労働も自発的労働として扱われ、それが、公立学校の教員の長時間労働に拍車をかけてきました。

長時間労働化、多忙化は、教師の心身の健康をむしばみ、子供たちの学びに悪影響を及ぼします。また、苛酷な労働環境が影響してか、教員を志す人の数も減少傾向にあり、この状況が続けば、教員の慢性的な人手不足につながるおそれがあります。

このような実態を受け、国も、学校における働き方改革を進めようと、法律改正を行い、平成31年には、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定しました。このガイドラインにおいて、公立学校教員の残業時間は、原則月45時間、年間360時間の上限の目安が示されました。これ以降、国や

県から通知が出されるとともに、県の教育長会議や担当者会議において、働き方改革に向けた基本的な考え方、現状と課題、推進に向けた具体的な取組などについて議論されています。

本市の学校現場でも、勤務時間を縮減するために、定時退校日の設定、学校行事の見直し、精選、ノー部活デーの設定、会議のスマート化、スクールサポートスタッフ等の支援スタッフの配置、パソコンによる出退勤管理等を、数値目標を掲げて取り組んでいるところでございます。しかしながら、教員が行うべき仕事量が減らされているわけでもなく、できることには限界があるのが現状でございます。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 教育長人事につきましては、市長から、ただいま答弁いただいたんですけど、教育委員4名からの要望、お願いについては、先ほどの答弁に、市長からの対応は全く見当たらない。市長の熱意が、僕は伝わらなかったです、今、はっきり言って。残念であります。

一刻も早く解消したいという答弁をいただきましたので、任命についての質問については、市長の人事権でございますので、ここまでといたします。

ただ、先ほど、お話ししたように、教育委員会の職務権限は幅広く、行政組織で表すと、総務係、学校指導係の、2係の教育総務課、生涯学習係、スポーツ振興係、中央公民館、図書館、天文科学館、郷土室、少年センターの2係、3館、2室の生涯学習課と、幼・小中学校の教育現場があり、この職務と執行は大変な業務であると、私も再認識をしております。

教育長不在のこの時期、教育委員会総がかりで、教育現場を守りながら、職務の遂行に頑張っていたきたい、このように思うわけでございます。

さて、学校における働き方改革について質問を続けます。ただいま、学校教育担当調整監から、教育勤務実態調査の中で、教師の勤務時間が11時間を超え、長時間労働が常の状態であるというお話もいただきました。

中央教育審議会の答申では、日本型学校教育を展開する中で、我が国の学校教育の高い成果が、教員勤務実態調査に示されている、教師の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであるならば、持続可能であるとは言えないと断言しています。

また、ブラック学校といった印象的な言葉が独り歩きする中で、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは、子

供たちにとっても、我が国や社会にとってもあってはならない。持続可能な学校教育の中で、教育成果を維持し、向上させるためには、学校における働き方改革が急務であると言え、教員勤務実態調査では、全ての職種において、勤務時間が増加している。この要因は、一つは、若手教師の増加、二つが、総授業時数の増加、三つ目が、中学校における部活動の指導時間の増加であるとしております。この若手教師の増加というのは、やはり正規職員の採用が三重県では少ないと、定数が少ないというふうに私は思っております。

令和4年8月18日の某大手新聞に、見出しで、半数が休憩ゼロ、苛酷さ増す教員という見出しで、サブタイトルが、デジタル対応重荷の見出しであります。

公立小中学教員の勤務状況が苛酷になっている。少子化が進んでいるにもかかわらず、デジタル対応など、業務が拡大しているためと、研究者の調査で判明をした。また、立場が不安定な非正規職員、非正規教職員が増え、正規教員へのしわ寄せも起きている。教員の疲弊は、子供の成長に悪影響を及ぼしかねない。国や自治体は、勤務実態を正確に把握して、業務を精査し、待遇を改善する必要があると報道されました。

また、10月6日の埼玉県教員超勤訴訟の報道では、文部科学省の全国教員対象調査で、小学校教員は、1日当たり1時間17分、中学は1時間26分を授業準備に充てたという回答調査がある中、東京高裁は1こま45分の授業のための準備は、5分間を労働時間と認め、教材研究は、校長の指揮命令に基づくものではなく、労働時間に当たらない。これ、不思議ですね。と、地裁を支持し、請求を棄却した。

愛知県内の教師は、教師の仕事の核は授業。教材研究もせず、5分間の準備で授業をすれば、教師の専門性とは何だろうという衝撃を受けている。

ある大学教授は、勤務時間内にしっかり授業準備ができるような制度設計に直すべきで、そのためには、先生の数を増やす必要があると述べられております。これはまさしく、正規教職員の採用増加であります。

このような教員の日常的な苛酷さが報道される中、本市でもICTを活用した教育を推進していますが、教員への影響がないのか。また、教員の仕事が授業準備などで苛酷になっていないのか。小学校、中学校の正規教職員が充足されているのか、学校教育担当調整監にお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監（高田秀哉君） それでは、ICTを活用

した教育の推進の教職員への影響について説明いたします。教育現場でのICTの活用は、働き方の観点からも有効な手段の一つとなり得ると考えております。例えば、オンライン会議による移動時間の削減、掲示板やメールを活用した打合せ時間の削減、アンケート機能を活用した事務負担の削減、ICTの活用による教材研究、授業準備の時間短縮等、うまく活用すれば、かなりの効果を上げることができます。

しかし、ICTに不慣れな教職員にとっては、急速に普及した教育のデジタル化は、かえって負担となります。機器の使い方、授業への活用法、個人情報の取扱い等、新たに学ぶことも多く、本来の業務を圧迫することも考えられます。

そのような事態も想定して、教育委員会では、児童・生徒のタブレット導入後、各学校へ出前授業に赴き、活用法を学んでいただいたり、担当者会議を開催し、実践事例を共有するなどに加え、昨年度はICT支援員を配置し、学校の支援を行いました。

また、県教育委員会主催の研修や、学校内でのOJTも進んでおり、教職員のデジタル化に対する負担は小さくなってきているように思われます。

次に、小中学校の正規教職員が充足されているかという質問についてですが、少子化の進むこの地域においては、今後、学級数の減少に伴う教職員定数減を考慮し、学校によっては、教職員定数の一部を非正規職員、いわゆる講師で補っているところもございます。しかし、非正規職員の講師であっても、学級担任を受け持つことや校務分掌を担当することもあり、現状では正規教職員の負担となっていることはございません。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） デジタル対応については、ICT支援員を活用すると、これはこれからもぜひ、人数を増やして、支援を活用していただきたいと思うんですけど。東紀州地域への正規教職員配置について、やはり県では定数というのがあると思うんですわ。ただ、今までずっと、教職員の正職員の数を伺ってみると、やはり、少ないのではないかとかなり感じます。

これについては、三重県も、この時期、どうするんだということをしっかり考えてもらわないかと思うんですけど、やはり東紀州への正職員の流れを作るには、三重県教委との、強い協議と調整が必要であると、このように思います。調整力ですね。力があれば持ってこれるんですよ、市長。そこら辺を十分今後は検討していただきたいと。

それで、まさに、正規職員を、非正規職員がどうこうというんじゃないんですよ。その非正規職員の方を正規職員になってもらったら、優秀な方は、僕はいいと思うんですわ。この尾鷲地区で。特にその正規職員を、将来を見越して学級数を減らすために、今を犠牲にはしてはいけない。僕は三重県にこう言いたいんですわ。そういう気持ちをぜひ、県教委との調整に、言葉を発していただきたいと、このように思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 仲議員のおっしゃっていることについては、非常に私も理解しております。正直申しまして、これは尾鷲市だけでできるものではなく、やはり県教育委員会の考え方、あるいは方向性というものが絶対必要になってきます。そのためにも、せんだって教育長にこういう状況の中で、三重県の教育長に対して、お時間頂戴して、今、尾鷲市の抱えている問題、そして県の方向性について、やはりきちんとお聞きしながら、先ほどのような方向性の中で、今後いろいろと議論をさせていただきたい。

そのためにも先ほど、議員のほうから、私の壇上の答弁の中で、教育長に関する、そういう答弁の中で、非常に不満であるというようなお話がございましたのですけれども、そういうことにつきまして、今現状、教育長が不在であるということは、大変な状況になっているということは、そういう教職員の処遇、あるいは対応、今後の人事というのも非常に重要になってくる中で、身にしみて感じております。

ですから、先ほど申しましたように、一刻も早く教育長人事というものに対して、早く結論が出るような形で、今必死になってやっておりますので、御理解いただきたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 市長も理解をしていると、私も理解をいたしました。やはり県との、正規職員とか配置についての調整については、やはり教育長が大事なんですよ。教育長が県でどれだけ発言ができるか。このようなことを思いながら、教育長の人事を進めていただきたいと思います。

私は学校教育の、もう専門性がないことから、これ以上の質問は、働き方改革については避けたいと思いますが、一つは、スポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会議提言において、令和5年度の開始から、3年後の令和7年度末を目途に、休日の運動部活動から、段階的に地域移行していくことについては、

質問を続けたい、このように思います。これは中学校を対象となりますけど。

スポーツ庁は、休日の運動部活動を段階的に地域移行していくことを基本として、平日の運動部活動の地域移行は、地域の実情に応じて検証し、できるところから取り組むとされているが、中教審や国の部活動を学校単位から地域単位の取組とする指摘については、どのように理解をされているのか。また、本市のように、人口減少と高齢化が進んでいる地域は、都会と違って専門的な知識を持つ各種スポーツ指導員が確保できるのか。このことについて、どう考えているのか、学校教育担当調整監にお尋ねをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、先ほど仲議員が説明していただきました、部活動の地域移行について、ちょっとまず、これは置いておきます。その前に中学校の部活動、これについては、私自身、生徒のスポーツ、あるいは文化に親しむ機会を確保すると同時に、主体的な参加によって、活動を通して、責任感や連帯感、これを涵養し、自主性の育成に寄与する意義のある活動だと、まず、私自身は当然認識しております。

しかし、一方では、競技経験のない教師が指導せざるを得ないこと。あるいは休日も含めた部活動指導を求められることなど、教師にとっては大きな負担となっているのも事実でございます。

このような中で、先ほども御指摘のように、本年6月にはスポーツ庁より、運動部活動について、そしてその後、8月に文化庁より、文化部活動についての地域移行を来年度に開始して、そして、令和7年度末をおおむねの達成時期とするとした提言が出されたと。この部分は十分承知しております。

そのために、地域におけるスポーツや文化活動の機会を確保しながら、生徒の多様なニーズに合った活動機会を充実させる必要があり、そのことを地域スポーツや、あるいは文化の振興につなげるという意義は十分理解しております。

しかし、地域移行に伴う、まず、その受皿の確保、そして各種大会の在り方等をはじめとする多くの課題があり、様々な条件整備を行う必要があると私自身は考えております。なお、条件の一つである専門的な知識を持つ指導員の確保等につきましても、学校教育担当調整監より説明いたさせます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 調整監。

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監（高田秀哉君） それでは説明いたします。

中学校の部活動を移行させるためには、地域の受皿と指導者の確保が必要となります。議員のおっしゃるとおり、本市のような人口減少と少子高齢化が進む地域においては、その点が大きな課題となってまいります。昨年度、本市では、輪内中学校で2名の外部指導員を配置し、今年度は尾鷲中学校で2名を加え、現在、計4名の外部指導員に、両校において指導に携わっていただいております。

今後も、引き続き指導員の確保を進めていく必要がありますが、この地域では、人材も限られており、市内中学校の様々な種目に対応することは困難な状況にあります。

県からも、外部指導者に係る人材バンクの資料提供もありますが、この地域に対応している人材はほとんどなく、指導種目も、本市の中学校の部活動にはマッチいたしません。

学校の教員が兼業、兼職の許可を得て、地域の指導者として、土日の指導に携われるよう、整備が進められていますが、あくまで地域でのスポーツ指導への参加は、本人の希望によるものであるとともに、教員の負担軽減の観点からも課題が残ります。

今後、尾鷲市スポーツ協会や市内スポーツ団体について所管する生涯学習課とも連携を図りながら、地域の受皿と指導者の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 今、市長からも答弁いただいたんですけど、調整監の答弁の中で、やはり外部指導員4人を中学校2人ずつ。ただ、他種目については、対応は、将来的には困難、これ、事実だと思うんですけど。ただ、中教審では、部活動は学校の業務である。もちろん学校の業務ですね。学校の業務であるが、教師が必ずしも担う必要のない業務だと定義されておるんですけど。不思議なんですけど。なら、誰が担うのかという話になってくるんですけど、中教審、これ、言うておるんですよ。

ただ、もう一つは、できるところから取り組む。平日ね。日曜日なんかは外部指導員、できると思うんですけど、ある程度。平日もできるところから取り組む。そのことは、私は取り組みと同義語じゃないかと。期間を決めて、来年度から5年間で、できるところは取り組み、これはやれということですよ。これは、全国一律にやれなんて無理な話ですね。僕はそう思います。それは僕の感想なんですけど。

次の例に進むんですけど、某大学の三重県における中学校運動部の現状と課題の研究紀要論文を引用します。すると、「運動部活動を地域に移行していくためには、受皿となる地域スポーツの組織づくりと指導者の確保が必要であるが、教員以外の人材を発掘するのは至難の業である。」「運動に取り組みたいと思う子どもが、これまで通り誰でも参加できるよう、慎重に指導体制や、経費負担などの仕組みづくりに取り組む必要がある」と。経費出てきますよね。外部指導員、頼んだら。と、要旨で示され、三重県の中学運動部活動加入率は、男子は76.7%、全国平均が63.7%で、三重県は12位です。女子は60.8%、全国平均が48.8%で8位、三重県は、運動部活動への加入率が高く、運動部活動が学校生活の中で大きな存在となっている。僕らもそうやったですよ。大きな存在でした。勉強せなんだけどね。

しかし、2021年度に三重県の中学校に配置された部活動指導員の総数は77名で、県内の総運動部数は1,297部で、部活動指導員の配置数は5%に満たない現状です。これでは大変ですよ、指導が本当に、指導できていないですよ。今後の課題として、中学校の部活動が生徒にとって有意義な活動となり、教育の一環として効果的に運営されるためには、学校規模に見合った適正な部活動数に調整する必要があると紀要されている。

この紀要文は、最後こうなんですけど、僕、これ、反対なんですよ。部活動数を調整するという事は、子供にとって好きなスポーツが選択できないということになりますね。それはやっぱりクエスチョンマークがつきます、私は。そこだけちょっと言うておきます。

既に学校における働き方改革の各種事例は紹介されておりますが、令和4年6月20日の新聞には、下呂市の全中学生徒、4時半下校。生徒に余裕を、順調、この見出しで報道されました。記事は、本年度から市内の6校が一斉に取り組む午後4時半での完全下校で、教員の働き方改革は、部活動を早めに終わらせないと実現しないと判断して、下校時間を通年、ここ、雪が降って寒いもんで、通年で冬季時間に合わせて実施したもので、6時間目の授業をやめて、部活動の時間を減らさないようにしたと。その分の授業時間は、行事をコンパクトにしたり、準備の期間を短くして捻出したと報道されています。

2か月で効果が出たというけど、今のところは知りませんよ。こういう事例があります。また、こういう事例の中で、この下呂市のことについて、研究、検討する考えはないか、お聞きします。また、下呂市では部活動の時間は減らさない

としていますが、効果的な練習方法の導入によって、時間短縮での部活動の検討も今後やっぱり必要な時期に来ているのではないかと私は思います。

学校教育担当調整監にそのことについてお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 学校調整監。

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監（高田秀哉君） それでは、説明いたします。平成30年まで、市内の中学校の部活動指導は、夏時間は18時30分まで、土日も練習や大会、遠征などが毎週のように行われ、教員の時間外労働が月100時間を超えることも珍しくありませんでした。そのような中、働き方改革が叫ばれるようになり、本市でも、生徒の健全な成長や、教員の働き方の見直しを目的に、令和元年に、尾鷲市中学校部活動ガイドラインを作成し、平日の部活動を2時間以内、休日は3時間以内とし、さらに、週の土日いずれかを含んだ2日は休養日とするをいたしました。

練習時間も大幅に減ったことから、限られた時間の中での効果的な練習法の研究も進み、教師、生徒の負担も軽減されてきました。しかし、いまだに教員の長時間勤務は解消には至っておらず、今後も、部活動の地域移行と併せて検討を進めなければいけません。

下呂市の改革は画期的で興味深い先進事例であり、今後の部活動の在り方の研究の参考になり得ると考えております。ただ、学校の標準授業時数は国によって定められており、6限目の授業をやめるということは、週当たり4時間、年間にすると、140時間の授業時数を新たに創出しなければならないこととなります。行事の見直しや、夏休みをはじめとする長期休業の短縮などにより、実現は可能かと思われませんが、それが、学校、生徒、保護者、地域のニーズに合致するか検討することが必要であり、学校や関係機関とも協議を進めていきたいと考えております。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） これまでクラブ活動は18時30分、6時30分までということの中で、ガイドラインを作って、平日は2時間、休日は3時間以内ということ、6時30分というと、真っ暗ですから。ただ、スポーツによっては、やはり時間短縮できないスポーツもあると思うんです。格闘技だったら2時間もせんでも十分だと思うんですけど、野球とかサッカーなんかはどうか分かんないんですけど、やはり時間が要するというところもあるわけですけど、この下呂市のそういう取組、時間短縮について市長、何か、発言いただくことはないですか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど調整監が申しあげましたとおり、非常に画期的なやり方だとは思っています。ただ、一方では、やはり要するに、与えられた授業の時間数を短縮するという事は、これもまたできないと。しかし、やっぱり、先ほども私、申しあげましたようにスポーツあるいは文化活動という部活動というのは非常に重要だと。

それをどうのような重きを持って、やはり与えられた時間の中でやっていくかということは非常に大きな課題であるということは認識しております。

ただ、やはり、そういう先進事例もありますので、十分やはりその辺のところ、中身を分析しながら、まずは尾鷲市の中でそれはできるのかできないのか、まず、やっぱりその辺の検証をきちんとやらせていただきたい。このように考えております。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 下呂市の時間短縮時間というのは、年間140時間というのはやっぱり大きいですね。それも組み合わせながら、クラブ活動も短縮を図るような、将来的な考え方をまた持っていただきたいと、このように思います。

次に、輪内地区の乳幼児教育と学校教育について、続きます。先ほど市長から答弁をいただきましたが、輪内地区唯一の教育の場を存続、維持していくことは大きな意義があります。尾鷲市教育ビジョン（案）には、基本方針、重点項目、重点目標、具体的な施策において、地域、家庭、学校、園が連携、協力してとか、行政と園、小学校とが連携し、もしくは園や関係機関と連携しとの、文章が数多く見受けられます。

輪内地区については、保育園小中連絡会というのも多分あると思うんですけど、市長からは、就学前教育を充実していくという答弁もありましたが、幼保小中連絡会、多分これ、評価していると思うんですけど、輪内地区内の教育環境の維持、継続についても、この連絡会での協議の項目に加えて、連携の強化に努めていただきたい、このように思います。

平成31年の三木小、三木里小の休校と、三木幼稚園の賀田小学校内への移行時に並行して、輪内地区の乳幼児教育の方向性を将来にわたり、検討、協議すべきではないのかと、教育委員会、福祉保健課にも、再三、意見を出させていただきましたが、現在に至っております。

また、賀田小学校内に移行した三木幼稚園は、入園児の減少により、1年で終

園となったことを踏まえると、輪内地区の教育については、しっかりとした将来計画を確立すべきであります。再度市長に確認して、今回の一般質問を終わりたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、まず、お答えさせていただきます。まず、正直申しまして、今の輪内地区、要するに、九鬼、早田からずっと梶賀まで、要するに、50年ぐらい前には、全ての小学校があったと。それが完全に人口減少でもって、今現状、賀田小学校だけであると。中学は輪内中学だけであると。幼稚園につきましても、幼稚園、保育園につきましても、今、南輪内保育園であると。

現状、まず賀田小学校の児童数を考えてみますと、現在は31名、平成31年4月に三木小学校、三木里小学校、これを統合時、このときには53名いらっしゃった。3年たったら22名減少している。これが要するに人口減少の実態でございます。

これからも児童数、生徒数、いろいろシミュレーションしておりますけれども、減少していくであろうと、そういうふうにして見込んでいるわけでございますけれども、私、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、輪内地区における子供たちにとっては、唯一の教育の場であると。だから、保育園及び小中学校を存続していくことは、やはり先ほども重なりますけれども、市が重要な役割を担っているんだと、これを私は認識しております。

いわば、就学前教育から要するに、皆さん方、非常に就学前教育、それから、小学校に上がって中学に上がって、その辺のところをやっぱり物すごい心配している。特に、その就学前教育。

私は、保育園、そして小学校、中学校は、この三つは三位一体であると。三位一体とはどういうことなのかというと、三者が心を合わせて一つになることであると、こう考えるわけですね。したがって、逆に言えば、一つも欠けてはならないという考え方を持っております。

今後も本市の地理的条件とか、園児、児童・生徒数の動向も考慮していきながら、地域や家庭、学校、園と連携、協力して、教育環境の維持に取り組みながら、輪内地区における「子どもの豊かな育ちを支える就学前教育の推進」、そして、「未来を拓く学校教育の推進」のため、就学前教育の充実や、小学校への円滑な接続、安全安心で、地域から信頼される学校づくりなどの教育施策を推進してまいります。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

議長（小川公明議員） ここで休憩をいたします。再開は11時5分からといたします。

〔休憩 午前10時56分〕

〔再開 午前11時05分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今年新しく始まった認定こども園の1号認定と言われる、3年保育に入園した保護者が幼稚園のカリキュラムを教えてくださいと、認定こども園に尋ねたら、教育委員会に聞いてくれと言われ、教育委員会に聞くと、認定こども園で決めるものだったそうです。前回、行政常任委員会において、前教育長は、保育園と同じ内容でいいとおっしゃいました。

昨年11月に行われた市民懇談会において、認定こども園について質問がありました。新しいことなので、まずは公立でやって、問題を精査し、これだったら民間にさせればよいということになれば、入札で任せればよい、何かあった場合、市の責任はないのかという、現段階で、尾鷲民生事業協会に委託することを疑問視する意見があった。

加藤市長は、協会は、保育士など免許を持った人がいる。市がやろうとすれば、新しく人材を雇う必要がある。実績とノウハウを兼ね備えた協会にお願いし、快諾をいただいたということと理解を求めた。また、最終的な責任は市と市教育委員会にあると明言。あわせて、運営には、市教育委員と福祉保健課も関わっていくとし、丸投げではないと強調したそうです。

このように、認定こども園は幼稚園と同じだと力説された市長と教育長代理者にお尋ねします。

今年4月の認定こども園1号認定幼稚園部門には、13人の入園希望者がおり、その中に、3歳児が10人いました。前教育長の持論であった幼児教育に必要な10人に、何の根拠もありませんが、10名もの3歳児が幼稚園を希望しました。

令和元年12月議会に、幼稚園保護者から、尾鷲市立幼稚園に3歳児を受け入れてほしいという陳情が出され、議会で採択されたにもかかわらず、特定の議員が市長に認定こども園を要望し、市長と前教育長は、子ども・子育て会議にもかかわらず、幼稚園の廃園を決め、認定こども園を幼稚園の実績のない、民間の1保育園に認定こども園を委託し、幼稚園の閉園に走りました。

来年3月に閉園する尾鷲市立幼稚園には、現在1名の幼稚園児が通っています。認定こども園の1号認定、すなわち幼稚園に入園を希望する子供たちが13人いて、尾鷲市立幼稚園に入園していたら、14名の園児が、今、在職しております。この人数は、南輪内保育園、ゼロ歳から5歳までの総数12名を上回っております。

第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画、基本目標、主要施策には、発達段階に応じた質の高い保育・教育が提供されるよう保育内容の充実に努めると明記されております。ここに書かれているとおり、幼児教育の高い質を実行するためには、カリキュラムが必要です。それは、認定こども園が作成すべきであり、その指導は、教育委員会の責任で行われるべきものです。

公共交通は、1便増えて利便性が向上し、とてもよかったですと思いますが、その増額分については、採算は考えていないと市長はおっしゃいます。公共交通の増額分と同じ金額で、尾鷲市立認定こども園、3歳から5歳の開園は可能でした。子供は、尾鷲の宝と言いながら、民間交通会社に対しては、採算は考えていないと言い、公立の幼児教育に採算を求めるのでしょうか。

都市公園に16億以上もかけて、採算は合うのですか。都市公園は、とても大事ですが、幼児教育はもっと大事です。

私は、民間の認定こども園を否定しているわけではありません。民間1社に、尾鷲の全ての保育及び幼児教育を任せる、その選択肢のない幼児教育環境の貧しさを保護者とともに危惧しているのです。

私は、市民の負託を受けた者の務めとして、市長及び教育長職務代理者にお尋ねします。11人の尾鷲市立南輪内中学校の継続が可能なら、10人以上の幼稚園入園者がいたにもかかわらず、幼稚園を閉園する理由は何なのでしょう。的確にお答えください。

次に、地域防災計画において、災害ごみの分類収集場所の決定と周知は、地籍調査と並び、事前復興の基本的な第一歩です。前回、この質問時には、検討課題とするとおっしゃいましたが、進捗状況を教えてください。

災害ごみの減量対策として、崩れかけた廃屋を撤去すれば、延焼防止の空間確保や、避難道の整備の手助けになります。三木里においても、救急車や消防車が通れなかった小学校への避難道の拡幅を地域住民がボランティアで行っています。自助、共助でつくり上げた避難道の舗装や側溝整備は、公助として市が行うべきではないのでしょうか。

収容避難所である元三木小及び三木里小学校の耐震診断及び耐震化についても、緊急避難場所がない地域の緊急避難場所確保とともに、最優先で行うべきだと思います。

市民懇談会で市長は、小学校へのコミセンや消防車庫、防災倉庫などの集約は、住民の総意とおっしゃいましたが、市長の言われる住民の総意とはどういう意味か教えてください。なお、予算化するには理由が必要と言われましたが、市民の安全を優先させるという理由以外、一体どんな理由が必要なのでしょう、お答えください。

次に、今、稼働中のごみ焼却炉は、1日8時間で45トン処理でき、22.5トンの炉が2基あります。尾鷲の実質人口を1万6,000人とすると、1日に約16トンのごみが、処理必要量となります。8時間で22.5トン処理できる炉は、1時間で2.8トンのごみが処理できます。16トンのごみは、実質5.71時間で処理できることとなります。炉の温度が850度以上に立ち上がるまでに2時間かかり、立ち下げにも2時間かかるので、今は2基の炉で燃やしているそうです。

しかし、炉の立ち上げの点火時には1名で行えます。毎日交代で早番の方に出勤していただいたら、7.12時間で炉の立ち下げまで行えます。炉の修理費が大幅に引き下げられるのではないのでしょうか。尾鷲市は、ごみ袋の有料化で一気にごみが減少しましたが、今は横ばいで、熊野市に比べ、1人当たりのごみ量は多く、せめて熊野市のごみ量まで減らしたら、今の焼却炉の修理代も軽減され、立ち上げのための早番の人件費も要らなくなり、広域ごみ処理施設の焼却炉64トンも、まだ決定ではなく、焼却炉ももっと小さく設計できるでしょう。市長は、新たな焼却場ができるまでの間、ごみの減量化について、どのような施策で推進されていくのか、お聞かせください。

最後に、市長は、三木里海水浴場は、三重県と尾鷲市にとって、どのような観光資源であるとお考えですか。考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中村議員の御質問に対してお答え申し上げたいと思っております。まず、冒頭におっしゃっていましたが、要するに、カリキュラムを教えてくださいと保護者の方から言われて、教育委員会に聞いてくれ。あるいは保育園に聞いて、教育委員会に聞くと、保育園に聞いてくれと、そういう事実があったということについては、初めて私、お聞きしまして、これについては、要は、嫌な言い方をしたら、たらい回しにされたんじゃないかなというような、そういう保護者の方のお気持ちであれば、これはきちんと確認します。

次に、この幼児教育のカリキュラムの話とか、あといろいろございましたんですけども、これは担当のほうから説明させていただくことにしまして、まず、今回の認定こども園についてどういった経緯から方向性を決めたのかというような話と、それから、幼稚園が、今の1号認定であれば、私自身は存続できたんじゃないかということで、そういう御質問として受け止めたんですけども、まず、認定こども園の特徴というものは、大きな話として保護者の就労の変化に応じて、1号認定から2号認定に異動することで、要は、子供たちが園を変えることなく通園することが可能であるという大きな利点がございます。

そういったこともあり、認定こども園として、園児を募集した結果、ちょっと数字的にはちょっと行き違いがあるんですけども、本年度、令和4年度に、1号認定としての3歳児が8人、4歳児が2人、それから5歳児が1人、この園児、合計11名が、1号認定として入園したものと考えております。

現在、認定こども園では、3歳から5歳児が1号、2号認定を合わせて、56人で集団生活、そして集団活動による、こういったことによる就学前教育を行っており、認定こども園の開園により、幼児教育に大切な集団の確保ができたものと私は考えております。

次に、この幼稚園のあれが、どういった経緯から方向性を決めたのか、休園というような話もそうだと思うんですが、幼稚園の閉園の経緯及び方向性に関しましては、これまで度々回答を申し上げたとおりでございます。

本市の未就学児の数は年々減少しており、この状況は今後も続いていくものと予想されるところであります。その中で、幼稚園の入園を希望される方も減少し、集団を確保することが困難な状況となってきております。そのため、少数である1号認定児と、2号認定児が一緒になって、教育、保育ができる認定こども園で、

一定規模の集団を確保し、集団生活、集団活動を行える就学前教育を進めることが最善であると判断したからでございます。

そういった中で、次に、何で民生事業協会1点に、民間の事業に、1本に絞り込むのかという御質問に対しては、これも昨年、たしか行政常任委員会の中で、内山議員が御質問になったときに、民間への一極化について、どうなんだということ、前教育長、出口前教育長に御質問をされたと思うんですけども、私はそれも全く同じ考え方でございますので、それを申し上げますと、これまで、本市の幼児教育、保育は、市立幼稚園と尾鷲民生事業協会が運営する保育園で行ってきたと。

特に、保育事業に関しては、これまでも1事業のみが複数の保育園を運営するという形態で行われてきており、議員の言われるような、本市のような実態は極めて少ないと思われま。ただ、ごく僅かですが、自治体によっては、幼稚園、保育園、認定こども園のいずれもないところや、保育園しか設置されていない自治体があるなど、それぞれの自治体の事情により、就学前教育の在り方が異なっているようであります。

本市におきましては、これまでに、1事業所が保育園を運営していることが課題となったことがあるとは聞いておりませんし、市内で長年にわたって教育、保育に携わり、十分な実績と経験を有していることから、最良の選択であると考えております。これを昨年、回答申し上げて、今回も私はその考え方に変わりはありません。

次に、幼児教育についてのことで、カリキュラムということについて、それとあと、幼稚園と保育園の違いということについて、これも御質問がございましたので、これは教育委員会の職務代理者のほうから、御説明、あるいは御報告させていただきます。

園児についての御質問は以上だったと思いますのですけれども、次に、災害ごみの件でございますけれども、昨年災害ごみの分類、地図の明記、これをやらなきゃならないですねということは申し上げました。その中で、災害ごみの分別、収集場所等に係る進捗状況、これについても聞いてございますけれども、現在、尾鷲市災害廃棄物処理計画の改訂に向けて、特に災害廃棄物の仮置場について、環境課で検討しているところであり、第2回定例会で、議員から御提案いただきました、住民に係る部分につきましては、分かりやすく、より実効的な計画の策定に努めているところでございます。

この件につきましても、詳細につきましては、後ほど担当課のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと。

次に、いろいろと三木里地区ではいろんな形で、道路を拡幅したり、どうのこうのというような話があったんですけど、私はこの避難路整備の事業拡大による安全安心の確保については、私自身は、まず、この避難路整備については、当然のことながら本市では南海トラフ巨大地震が発生した場合に、十数分で津波が来襲することが想定されておりますから、高台への迅速な避難が必要であるということ、もう皆さん方、同じ考え方だと思います。

しかしながら、急な階段や坂道を通らなければならず、安全かつ迅速に避難できないおそれのある地域があることから、逃げ遅れによる被害が発生することのないようにするため、避難路の整備を継続して実施しております。各地域において整備が必要な避難路の中から、地区会長や自主防災会長と協議しながら、優先度の高い箇所を選定をしていただき、手すりの設置や階段の整備を実施することで、効果的な整備の推進ができているものと考えております。

また、本事業は平成24年度から開始しております、10年が経過した中で、一定程度の避難路の整備が進み、整備要望のない地域もある一方で、まだまだ御指摘のような整備の必要な地域もございますので、今後においては同一地区における整備の促進も含め、検討してまいりたい。このように考えております。

次に、収容避難所の耐震化、特に御指摘のあった三木里小学校等の件について、これも何度も御質問に対してお答えは申し上げますんですけども、収容避難所の耐震化については、まず、防災については、市民の生命、財産を守ることが前提であることはもう申すまでもございません。市民の皆さんが安心して避難していただける環境整備は非常に重要であると、このように考えております。

その中で、収容避難所として指定する公共施設を含め、本市の公共施設については、尾鷲市公共施設個別計画において、今後の方向性、考え方等を定めているところでございます。これについては、既にいろいろな場面で御説明はさせていただいていると思います。

収容避難所に指定している施設のうち、耐震性が確保されていないと判断されるものは、現状6施設ございます。これも申し上げました。中央公民館など、本計画に沿って既に具体的に進めている施設もあれば、元三木小学校、これは築70年を経過しております。元三木里小学校、これも築65年のように、複合化等を含めて、現在検討中の施設があるのも事実でございます。

これら検討中の施設につきましては、それぞれの地区の皆様のご意見、御要望等をお聞かせいただいた上で、今後の方向性を定めていきたい、このように思っています。

なお、本年度、三木里地区におきましては、元三木里小学校の避難所運営マニュアル作成に向けた検討がなされていると伺っておりますので、このような取組も全市的に展開してまいりたいと、このように思っております。

次に、そういうことについて、住民の総意とはどういうことなのか、市長の見解をとということで、まず、公共施設を集約化するに当たっての住民の総意とはどういうことなのかという御質問については、先ほど申し上げましたように、防災については、市民の生命、財産を守ることが前提であり、市民の皆様が安心して避難していただける、施設整備は非常に重要であるということをおっしゃりました。

そういった中で、それを前提にしまして、事業を進めるに当たって、どういう方向性、どういう手段で進めていくのかについては、私は、当該地区の皆様のご意見、大多数の方のご賛同を得られていることが必要ではないかと考えて、住民の総意ということをおっしゃりました。そういうことをごさいます。

次に、ごみの減量化、細かい数字をおっしゃっていただきながら、ごみの減量化についての御提案を頂戴しましたがけれども、確かにごみ量は全国平均よりも多い、ごみ有料化してから、ごみ量が減って、その後増えている、その対応をしているのかどうかというようなことをごさいますのですけれども、まず、本市のごみの全体量は、有料ごみを導入した平成25年度にかなり減少しまして、その後、人口減によって減少はしております。こういう事実をごさいます。

ただ、1人1日当たりのごみ量については、平成25年からごみ袋の有料化としましたから、平成25年にどんと減少しましたが、その後増えたり減ったりして、これが同じ、こういう状況をごさいます。ごみの減量化は、廃棄物行政での大きな課題でありまして、ごみ処理費用の軽減や、近年では環境面から、さらなる減量化が国策的に求められておりますので、本市においても、ごみの減量化に向け、取り組んでまいりたいと考えています。

この詳細につきましては、これも後ほど担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願いたします。それだけで、あと、最後の公共交通云々、認定こども園、それから要するに、中部電力跡地のスポーツ振興で、経費的なことをおっしゃっていましたがけれども、私は認定こども園にしろ、十分な役割を今現在果たしていると思います。ですから、保護者並びに園児のほうから非常に認定こども

園っていいねというようなことも話はどんどん聞いていますので、これを積極的に進めていきたい。これは経費とか、運営費用等々の問題ではございません。これだけは申し上げておきたいと思います。

最後に、三木里海水浴場の存在意義、役割についてでございますけれども、これは私自身は、まず、本市における観光資源というのは何なのかという、世界遺産熊野古道をはじめとする、私は、青い海、青い空、緑豊かな里山ということを上げていますけれども、非常にこの海や山など、豊かな自然があり、魅力的な地域であると、こういうふうにして捉えております。

そういった中で、三木里海水浴場もその中の大きなものの一つだと。本市にとって重要な観光資源ということは、これは前にも、中村議員に申し上げたと思います。もうそういった中で、特に、三木里海水浴場は、ゴールデンウィークから夏場にかけては、遠浅で約1キロメートル続く真っ白な砂浜に大変多くの方が訪れ、その美しさと集客力は、本市にとってはなくてはならない貴重なものであるということは疑いようもございません。

また、先日、秋のイベントとして開催いたしました、第17回を迎えましたおわせ海・山ツデーウォークにおきましても、三木里駅から地区の町なかを通り、八鬼山を越えるコースを設定しておりましたのですけれども、当日はあいにくの雨でした。一部の参加者の皆様には、コースの変更となってしまいましたが、市内外の皆様に、三木里地区の魅力を感じていただく機会を創出した、こういうところでございます。

したがいまして、本市といたしましては、世界遺産熊野古道をはじめ、三木里海水浴場も、全国に誇る、なくてはならない集客交流観光資源の一つとして位置づけております。そういう、それだけ重要なものであると私は認識しております。あと、大体説明は以上でしたね。

じゃ、あとは、教育委員会、あるいは環境、関係部門から私の答えに対して追加で説明いたします。以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 次の各課長の答弁を全て1分以内でお願いしたいと思います。

議長（小川公明議員） 教育長職務代理者。

教育長職務代理者（森下龍美君） それではまず、カリキュラムについてお答えします。ひのきっこ子ども園におけるカリキュラムにつきましては、園と福祉保健課、教育委員会が連携して、全体的な計画、教育課程、年間カリキュラム等を作成し、

共有しております。認定こども園にも、全体的な計画、教育課程等が掲示されており、園だよりやクラスだより等でも、内容について分かりやすいように整理し、保護者へも伝えていただいております。

次に、幼稚園と保育園の差についてですが、平成30年4月より施行されている幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領では、子供に対する教育・保育の共通化が図られております。また、育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容について、同様の記述がされ、同一化されております。

それらを基に、年間カリキュラムが作成され、教育保育が進められていることから、幼稚園、こども園、保育園は、同様に子供たちにつけるべき力をつけていると考えております。

認定こども園では、意見箱を設置したり、園開放において、保護者からアンケートを取ったりするなど、保護者からの要望を聞く機会を日々設けておりますが、保護者から教育内容についての御意見はないと聞いております。

さらに、よりよい園にしていくため、今後も引き続き、園と福祉保健課、教育委員会で、毎月担当者会議を重ねていくことで連携を深め、教育内容、教育環境の向上に努めてまいります。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 代理者の方にお伺いしたいと思うんですけれども、そのカリキュラムの公表というのはどういうふうにして出されますか。

議長（小川公明議員） 教育長職務代理者。

教育長職務代理者（森下龍美君） 聞いたところによりますと、園だより、クラスだより等でも分かりやすく……。

8番（中村レイ議員） ごめんなさい、聞こえない。

議長（小川公明議員） もう少し大きい声で簡潔にお願いいたします。

教育長職務代理者（森下龍美君） 園だより、クラスだより、それから園への掲示と聞いております。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それでは、今さっき市長が、今年度の、3歳児の1号認定は8名とおっしゃいましたが、私が、今年2月22日に頂いた、令和4年度認定こども園、保育園入園予定者では、ひのきっここども園の3歳児10名となっております。どうしてこれが8名に減ったのか、教えていただけますか。

議長（小川公明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） ひのきっここども園の1号認定につきましては、募集時から、実際4月に入って入園されるまでに、当然保護者の方の、お仕事による転出入等がございますので、先ほど教育委員会が申したとおり、4月の入園時の時点では8名ということになっております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 今の幼稚園は8時15分に子供たちを受け入れているそうですが、認定こども園が8時半の受入れになっている理由を教えてくださいませんか。

議長（小川公明議員） 誰が答えますか。

福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 認定こども園の時間につきましては、当然、園のほうと教育委員会、福祉保健課で協議がなされております。その中で、8時半という時間設定をさせていただいて、子ども・子育て会議のほうでも1日のスケジュールの中で御説明して御意見をいただいております。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 令和3年8月26日の尾鷲市子ども・子育て会議において、委員が、今の幼稚園は8時15分から受け入れている。もし、8時半ではなく、8時15分に1号認定の子供たちが来た場合どうなるのかという質問に対して、それは保育園扱いになると言われているんですけども、この今の幼稚園が8時15分から受け入れてくれていて、新しい認定こども園が8時30分の受入れで、その15分の差で、その子供は1号認定から2号認定に移されるというのは一体どういうことですか、お答えいただけますか。

議長（小川公明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 確かに支給認定、1号、2号の認定に関わることでありますが、保護者等の事情もございますので、そこは園との相談の上、受け入れ体制も検討していくということだったと思います。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） このことについて、今3歳児以上は無償化ですので、保護者にとって、どちらも1号認定であろうが2号認定であろうが一緒だと思うんですけども、この1号認定と2号認定による市の負担額はどれぐらい変わるのですか、教えてください。

議長（小川公明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 細かな数字は、ちょっと、今現状では分からないですけども、1号認定については、国からの公定価格、国県市で、運営費は支給しておるんですけども、全体的に、1号認定の方の単価というのは今高い、2号に比べて高いような状況でございます。それを国県市でそれぞれの応分に応じて負担している状況でございます。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） ありがとうございます。

市長にお尋ねしたかったのは、教育理念、今策定中の教育大綱であり、教育ビジョンなんですけれども、教育大綱の基本理念に、共育、共に育つ、世代間交流によるつながりの再生というのがうたわれていまして、第1章、就学前教育の充実、幼稚園、保育園の指導者の資質向上を図る。充実した就学前教育の実践、基本的生活習慣の確立に力を入れると同時に子どもの自立と成長を促すための社会の変化に対応することができる教育内容と指導を充実させると明記されております。

今、教育長職務代理者が、このカリキュラムを幼稚園の広報などに載せるとおっしゃっていただいたんですけども、そうではなく、地域としての子育てのために、市のホームページなどで、ぜひ開示していただくことをお願いしたいと思っております。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私自身は、特に今回の第7次の総合計画の中においても、教育大綱等々においても、要するに子供と子育て、これをどうやって支援していくのかということについて、ハード・ソフト面から、いろいろと検討しながら、前向きにこの施策を講じていきたいということは常々申しております。

議員の御指摘のように、だから、いろんないいこと、この前もその教育大綱について、教育総合会議の中で教育委員の方々から、要するに、こういういいことは、どんどんどんどん、いろいろPRしながら広報すべきだという御意見も頂戴しておりますし、私としても非常にいい考えで、新たに今年の10月にホームページも新規に更新しましたので、そういうことを利用しながら、皆さんに知っていただくべきPR、広報というものは、広報おわせを含めてやっていきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 今、実践という言葉をいただいたんですけれども、もう一つお伺いしたいと思います。

今、認定こども園及び保育園では、幼児に脱脂粉乳、スキムミルクを飲ませているそうなんですけれども、スキムミルクを今この時代に、わざわざ子供に飲ませる必要があるのか。子供たちが、それをどのように受け止めているのか。食育というのはすごく大事なものだと思っておるので、そこについて、今回、市はどのような関わりで食育まで管理していこうとお考えですか、お答えください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まずですね、脱脂粉乳、大変失礼なんですけど、我々の時代というのは、脱脂粉乳ということについては、あんまりいいように受け止められなかった。今、違うんですよね。私もいろいろ確認しました。脱脂粉乳というのは、これも名前があんまり、そういうあれがありますが、今現状を見てください、スキムミルクパウダー、非常に栄養価もあって、特にカルシウムが多いという認識は、私は、脱脂粉乳というよりもスキムミルクパウダーというような形で表現したほうがいいんじゃないかと。これは栄養価もあって、カルシウムが特に多く含んでいるというような話なんですけれども、食育について、これ、非常に重要な話です。

認定こども園におけるこの食育については、年間計画の中で、各クラスの年間目標を4期に分けた狙いや内容を計画して進められているというふうにして報告を受けております。例えば、できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わうという狙いを基に、給食を食べたり、健康な生活リズムを身につけるため、生活習慣チェックシートを活用した取組や、早寝、早起き、朝御飯、これについての活動に取り組んだりしています。

また、保護者へも給食だよりを配布すると、家庭と園が連携した食育を推進しておる。だから、議員、おっしゃるように食育というのは非常に重要なものであると、私も認識が。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。以上です。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 担当課の質問要らないです。答え要らないです。

市長にお伺いしたいんですけれども、スーパーに行かれたことがありますか。ローファット、脱脂、要するに脂肪のない牛乳はカルシウムがプラスされていて非常に安いんです。そして、非常にまずいです。栄養というのは、私たち、この

年になったら、脂肪を取らへんほうがええと思いますけど、子供たちにとって、脂肪も重要なエネルギーとして大事なんです。

その子供たちに、わざわざスキムミルク、ローファット、脂肪のないものを飲ませる必要は全くありません。ですから、子供たちがそれを喜んで飲まない限り、それは基本栄養としてあまりよくないんです。だから、子供には、おいしいと思って食べてもらえる献立を考えていただきたいと思いますし、それを指導していただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この子供たちの食事の献立については、きちんとした管理栄養士、栄養士がきちんと献立を立てながら、きちんとした、要するに献立を立てることによって、栄養の配分とかいろんなことは考えておりますので、特に、脱脂粉乳云々について、議員がそういうふうにおっしゃっていますので、私はそこまでは認識がないものですから、その辺のところは担当課のほうから答えさせます。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 要らないです。

お願いがあります。献立もホームページで公表してください。そうすれば、みんながどういうものを子供たちが食べているのかがよく分かりますので、ぜひ、小学校、中学校、そして、認定こども園、保育園で、どんなメニューが出されているのかをアップしてください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） これ、保護者にはきちんと報告はしているわけなので、それを広く広報を知らしめるということは、私はそれは必要ないと思っております。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 大綱やビジョンに、子育ては、地域も含めてされるとなっています。市長、別にそれは、親と子供だけの問題ではないんですよ。子育ては地域ぐるみでするものです。

だから、ホームページに、献立というのは、これだけ大規模だと、1か月も前からもう既に全部決まっているんですよ。載せられないということはありません。ですから、それをみんなにオープンにするということになぜ、拒否反応を起こされるのかが不思議なんですけれども、普通に載せられることだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 決して拒否反応を起こしているわけじゃないんです。まずは、その保護者に分かっていただく、管理栄養士がきちんと献立した中で、こういう献立をしますよということについては、きちんと知らせているから、それ以外の方々に、それはまた、子育てあるいは子供、子育ての支援云々についても、あまり私自身は、献立をホームページ等々で載つけるということについては、それが本当に子育て、子供、地域で一緒になってやっていくというものについては、あまり通じないと私は思っております。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 市長、どうして試もしないで、そういうことをおっしゃられるんですか。何のためのホームページであり、何のための情報公開ですか。やってみて、それが不評やったらやめればいいんじゃないんですか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直言って情報過多という言葉もございます。最近、よく言われているSociety 5.0と、ある程度必要な部分の情報で市民の方々に知っていただきたい。こういうものがSociety 5.0というのは、そういう趣旨でもって今、いろんなDXとか何とかそういったものを一応、積極的にやっていると思うんです。

あまりにも情報過多で何が何だか分からないような形じゃなしに、やはりある程度集約しながら市民の皆さんに知っていただくべきこと、知りたいことをきちんと載つけるのが、私はホームページだと思っております。

今回は、認定こども園の、保育園もそうかもしれん、幼稚園もそうかも、献立をホームページに載っけなさい、広報おわせもね、それをすれば、もう全て、今度、来年の3月ぐらいから尾鷲中学校にも給食導入して、小学校の献立がこのようになっていると、全部そうしなきゃならない。そんなの、しかし、それは見解の相違なんです。我々は情報をする場合には、市民の皆さんが必要な情報については、必ずやっぱり、知ってもらいたいこと、知りたいこと、それをきちんと区分けしながら、ホームページなり、広報おわせ、広報はやっているという認識でございますので、現在、議員がおっしゃっている、そういう献立をホームページ等々に載つけるというのは、私はちょっと必要でないと、そういうように思っております。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 時間がどんどんなくなってきましたので、二つ目以降、次回

にまた持ち越すことになるんですけれども、市長が今、必要だと思わない、市長のお考えで必要だと思わないということはあるかもしれませんが、私は、母親として、おばあちゃんの立場として、子供たちが何を食べているのかは非常に興味があります。市長は、きっと食事もお様に作っていただいて、自分では台所にも立ったことがないんじゃないかと思うんですけれども、市民の半分以上が女性です。女の方は、自分たちの周りにいてる子供が何を食べているかについては、非常に興味を持っていますので、そのところは、市長は自分が興味ないから、そんなもん情報過多やっておっしゃいますけれども、ぜひ、それについては、一度載せてみていただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私も自炊しています、たまに。自分で食事、作っています。

申し上げたいのは、子供たちの、要するに、給食の献立というのは、それについては、保護者の方々、関係者の方々には、全部分かっていることなので、私はその情報というのはそれで十分だと思います。そうすると、ほかの人については、やっぱり何かそれに対して、要するに何かコメントをいただいたり、批判いただいたり、これはよくないよどうのこうのということ、要するにそれを情報収集しながらまた、やっていくような思いがしましてね。

あくまでもこれは、管理栄養士がきちんと立てた、要するに子供の栄養配分というのをきちんとしながら立てた分を、関係のある保護者の皆さん方に一応お配りしているということがあるんですから、もうそれ以上のことは私は必要ないということを申し上げているわけなんです。これは、私だけでなく総意でございます。総意でございます。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） あのね、市長、韓国の軍隊の食事がアップされて大問題になりました。その後、食事が非常に改善されたんですよ。今の自衛隊の食事也非常に粗末なものが出て、改善してあげたいなと思っています。

それで、給食日本一というコンテストもあるんですよ、市長。メニューをアップして、給食の内容もアップすればいいと思います。そうすることによって、尾鷲市の給食が日本一になろうとする努力というのが、食育、子供たち、そして、尾鷲に住みたい一つの理由になります。

ですから、今、市長が言われたみたいに、誰かだけが知っていたらというもんじゃないんです。給食がどれだけ大事か。給食日本一を取っている学校はやっぱ

りすばらしいです。市長もぜひ、給食のコンテストを御覧になったらいいと思います。メニューも、給食の写真もぜひアップしていただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） いかにも尾鷲市が出している給食というのが、まずいというふうなふうに捉えられるんですよね。私、せんだって、輪内中学の給食がどういうふうにして献立されて、どういうふうにして出されているのかということを行ってきました。非常に献立に対して物すごいやっぱりいろいろ気遣いながら、栄養分もきちんとやりながら、確かにいい、私にとってはお昼御飯、給食だったなということで、非常に管理栄養士の方についても、非常に気配りのある、要するに、献立でありありがとうございます。おいしくいただきましたということを申し上げたんですよ。

私は十分、それに対しては、尾鷲の給食というのは、給食は輪内中学でいただいた部分だけしかありませんけれども、やはりそれなりにきちんとやっているんだなという認識は持っています。もうそれ、実体験しましたから、それで私、十分じゃないかなと思っています。

いやだから、もう一つ、要するにやっぱり、これについてもある程度限られた予算の中から、管理栄養士や栄養士を含めて、それをきちんと得ながら、子供たちの栄養配分をきちんとしながら献立を作っていただいて、予算もオーバーしないように、きちんとやっている。それはやっぱり必要だと思っているんですよ。だから、あればあるほど、結局、予算というのはやっぱり限られた中でやるという、これが運営なんですよ。

おっしゃるように、どれだけでもやっぱり金使っていいよというんだったら、それはまた別の話ですけれども、今回の給食については、限られた予算、材料費から何から全部含めて、そういう範囲内で、要するに、栄養士が真心を込めた献立を子供たちに給食として提供していると、そういう認識でございます。

だから、さっきおっしゃってました脱脂粉乳じゃない、スキムミルクパウダー、これがどうなのかということについては、これから議論していったらいい。我々としては、非常に栄養素があって、私も脱脂粉乳というのは子供の頃の思い出がありますから、あなたもそうやと思いますけど。そういう話でございます。

議長（小川公明議員） 市長、ここで、正午の時報のため、中断いたします。

〔休憩 午前 11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（小川公明議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 今、市長がおっしゃられたように、限られた予算の中で、とてもおいしい給食を輪内中学校、作っています。だから、アップして、メニューも載せてほしいんです。そのように、一生懸命頑張って作っている、その評価が非常に大事なんです。だから、ぜひ、メニューと写真をアップしてあげてください。きっと励みになると思います。一生懸命作っていただいて、おいしいものをいただいている子供たちにとっても、作っている職員の方にとっても非常に励みになりますので、市長の実体験どおり、いいものを安く、そして、子供たちに真心を込めて作った給食のメニューと写真のアップをぜひよろしくお願いします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） その件については、子供たちが喜ぶような栄養価の高い、そういったものをやりたいし、既に、我々は今回コロナ禍の中で、要するに、地場産業のきちんと、ものをやっぱり、活性化しようと思って、例えば、地場産業のタイのあれとか、ブリとかマハタとか、そういったものを提供しながら、子供たちに味わっていただいて、おいしくいただいているという実態もありますので、それなりに一生懸命やっていると。ですから、それについては、限られた予算の範囲内でいろいろやり、これで終わりということじゃなくて、いろいろ考えながらブラッシュアップはしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 市長、だからこそアップしてください。尾鷲のタイを食べている子供たちの写真、メニュー。返事は結構です。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日6日火曜日午前10時からの本会議において続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 0時02分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 西 川 守 哉